

「山武市プロモーション動画制作等業務委託」仕様書

1. 業務名

山武市プロモーション動画制作等業務委託

2. 目的

20代～30代の子育て女性層に向けて市の魅力(自然、生活環境等)PRを目的に、プロモーション動画(以下「動画」という。)を制作する。

なお、本市のプロモーションとは、本市へ移住定住してもらうことだけでなく、本市の人や自然、生活環境、歴史文化などの様々な魅力を市内外に広く発信することにより、本市の課題である全国的な知名度不足を解消し、移住定住等の促進に繋げることを目的とする。

また、本動画は、移住・定住者増加に関する施策において活用するほか、YouTube市公式チャンネルなどの動画サイトからの配信により多くの人に視聴されることを前提としている。

3. 業務履行期間

契約日の翌日から令和4年3月31日(木)まで

4. 業務内容

受託者は、本市に暮らす人、関わる人に対し、本市の人や自然、魅力等を理解し、視聴者の興味・関心を引き付けるよう、企画段階から創意工夫をこらして、動画制作に係る全ての業務を行うものとする。

また、「第2次山武市総合計画」及び「山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を確認の上、本動画制作の内容が、本市のまちづくりの考え方に反することがないよう十分配慮するものとする。

なお、プロモーションの推進にあたり、効果的と考えるものについては、企画提案限度額の範囲内で積極的に独自提案し、実施できるものとする。

(ア)企画・構成・演出

- ①プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議を行い、内容を決定する。
- ②決定した内容を基に、動画の構成を作成する。
- ③完成後の動画の発信方法及びその具体的なスケジュールについても提案すること。

なお、本市として使用可能な媒体は次のとおり。

「山武市HP」、「山武市公式YouTube」、「山武市公式Twitter」、「広報さんむ」、「プレスリリース」

※上記以外の発信方法(著名人等インフルエンサーによる拡散や、他メディアでの発信など)も可とし、積極的な提案を求める。

(イ)映像作成

企画・構成に基づき、動画作成に必要な撮影等の映像調達や映像作成を行う。このとき、撮影に係る肖像権・著作権処理を行う。また、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生す

る場合は、受託者の負担とする。

動画制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集等の業務台本に基づき、山武市内において映像撮影を行う。ただし、必要に応じて、既存の映像・画像等の使用を求めることができる。

なお、実写、CG、アニメーションなど表現方法は自由とする。

(ウ)編集

映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行う。完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示等の機会を設ける。

動画の要件・規格は次のとおりとする。

- ①メイン動画の再生時間は3分～10分以内の全編動画
- ②上記全編動画の内容を短縮した1分以内のダイジェスト動画
- ③本市の公式 Twitter 等 SNS での発信を前提とした15秒以内のショートムービー
- ④画面縦横比16：9とする。
- ⑤動画の解像度はフルハイビジョンとする。
- ⑥タイトル、テロップ対応言語は、日本語とする。ただし、成果品の企画・構成が、日本語以外の言語を用いる必要がある場合は、この限りではない。
- ⑦肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分注意すること。

(エ)成果品の納入

成果品は次のとおりとする。なお、成果品は、受託者において映像・画像・音楽等に係る肖像権や著作権処理を済ませたもので、所有権はすべて本市に帰属するものとする。

- ①DVD-ROM 20 枚（ジャケットカバー及びタイトルラベル付き）
DVD-ROM は一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及び DVD ドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。
- ②動画データ一式
インターネット配信に適した、次のいずれかの動画形式とすること。MPEG4、WMV、AVI、MOV、MPEGPS、FLV、3GPP、WebM
- ③撮影素材一式
動画制作に使用した写真データ、映像、動画台本等の映像素材を納品すること。
- ④撮影素材一覧表 1部
撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること。
なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

5. 納品場所・期限

納品場所：山武市総合政策部秘書広報課

納品期限：令和4年3月31日（木）

6. 留意事項

(ア) 一般事項

- ①業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ②業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、本市の指示に従うこと。
- ③委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。なお、受託業務遂行のために、受託者が保有した個人情報の記録媒体(磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体)は、業務完了時(契約解除時も含)にすべて消去すること。なお、本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「山武市個人情報保護条例」を遵守すること。

(イ) 運営管理(業務体制)

- ①あらかじめ本市と調整したスケジュールで行うこと。
- ②受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握、委託者への状況報告等)を徹底すること。運営管理を行う制作責任者は、十分なコミュニケーション能力を持ち、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、発想等に基づいて、円滑かつ確実に事業を推進できる能力を有すること。また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。
- ③制作作業にあたっては、委託業務を総括し、本市からの指示を受ける窓口として制作責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、制作責任者と併せて、当該業務の従事担当者を確保し、これらは、画像やデザイン、映像、音声等のマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有している者を1名以上配置すること。
- ④編集内容の最終決定までには、動画の試写を行い、訂正指示のあった箇所については、これに対応すること。

(ウ) 著作権等

- ①納品された成果品、委託業務に関する企画提案書や計画書、報告書等の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。)は、すべて本市に帰属する。また、成果品は、本市が上映やホームページ等の掲載等、随時使用できるものとする。
- ②本市が行う成果品の再編集・印刷・複製等について、本市との協議に応じること。
- ③第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ④制作にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について撮影前に本市への了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

- ⑤映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。
- ⑥業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑦電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- ⑧委託者は、本事業で納品された成果品を期限なく無償で、インターネット、DVD等あらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することができる。

7. 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議の上、決定する。なお、本仕様書は、本市の要望や受託者の提案により変更が生じる可能性もある。その場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。